

越福監第331号
令和3年3月29日

社会福祉法人 理事長 様

越谷市長 高橋 努

社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について（通知）

福祉行政の推進につきしては、日ごろから御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。
本市におきまして、各社会福祉法人の役員等の就任状況を把握するため、「社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について（通知）」（平成29年3月23日付け越福監第179号）により役員等変更届を提出いただいております。

今般、社会福祉法人関連の手続きに関する押印見直しの一環として、本変更届の様式を改めるとともに、手続負担の軽減等を図る観点から、提出書類の削減及び提出方法の見直しを行いました。つきましては、令和3年4月1日以降に役員及び評議員の変更があった場合は、下記のとおり市長宛てに届け出てくださいますようお願いいたします。

なお、「社会福祉法人役員・評議員変更届の提出について（通知）」（平成29年3月23日付け越福監第179号）については、令和3年3月31日をもって廃止します。

本通知は、令和3年4月1日以降に就任する役員又は評議員から適用するものとしませんが、既に旧様式で届出を作成されている場合には旧様式・添付書類のままでも構わないものとします。

記

1 届出対象

法人の役員（理事・監事）及び評議員

※理事に変更がなくても理事長に変更があった場合には、届出の提出をお願いします。

2 提出書類（越谷市ホームページにも掲載しています。）

（1）社会福祉法人役員評議員変更届〔様式1〕

（2）役員（理事・監事・評議員）一覧〔様式2〕

3 提出時期

就任日から1か月以内

4 提出先

福祉部福祉指導監査課（令和2年3月31日まで）

※福祉総務課（令和3年4月1日から）

※届出書の押印廃止に伴いメールでの提出を原則とします。

担当 福祉部福祉指導監査課（令和2年3月31日まで）

※福祉部福祉総務課（令和3年4月1日から）

電話 048-963-9224（直通）